

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月26日
【事業年度】	第5期（自平成29年2月1日至平成30年1月31日）
【会社名】	株式会社Casa
【英訳名】	Casa Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮地 正剛
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03 - 5339 - 1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 堀内 宣治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03 - 5339 - 1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 堀内 宣治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

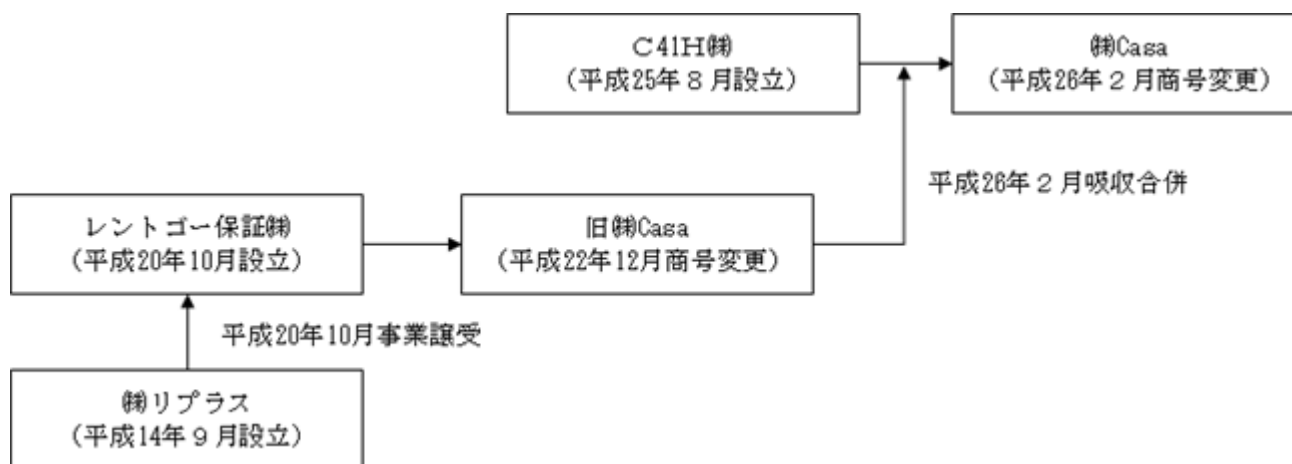
第1【企業の概況】

(はじめに)

株式会社Casa(以下、「株Casa」といいます。)は、平成25年8月27日にシー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社(以下、「C41H株」といいます。)として設立されました。平成25年9月30日に、C41H株は、平成20年10月9日に設立された株式会社Casa(以下、「旧株Casa」といいます。)を完全子会社化し、平成26年2月1日に吸収合併すると同時に商号を「株式会社Casa」に変更して現在に至っております。

なお、旧株Casaは、平成20年9月に破産手続開始の決定を受けた株式会社リプラス(以下、「株リプラス」といいます。)から家賃債務保証事業を譲り受けるために平成20年10月9日にレントゴー保証株式会社(以下、「レントゴー保証株」といいます。)として設立されました。その後、平成22年12月に「株式会社Casa」に商号変更しております。

上記の変遷を図示いたしますと、次のようになります。



本書に関しましては、株Casaが、旧株Casaの業務を主たる業務として継続して行っているため、一連の継続企業として記載しております。また、必要に応じて、株Casa、旧株Casaの表記を分けて記載をしております。

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
売上高 (千円)	-	6,389,755	7,139,646	8,022,013	8,293,341
経常利益又は経常損失() (千円)	193,706	1,615,066	1,700,830	1,263,094	1,212,170
当期純利益又は当期純損失() (千円)	194,102	1,219,993	875,032	632,522	744,840
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,532,221
発行済株式総数 (株)	52,000	52,000	52,000	52,000	5,420,000
純資産額 (千円)	2,408,153	3,628,147	4,503,179	5,135,702	6,344,447
総資産額 (千円)	7,031,699	10,262,334	11,083,683	10,912,072	11,764,412
1株当たり純資産額 (円)	46,267.27	69,728.69	865.56	987.20	1,170.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	44.50 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	4,583.44	23,461.42	168.28	121.64	141.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	131.01
自己資本比率 (%)	34.2	35.3	40.6	47.0	53.9
自己資本利益率 (%)	-	40.5	21.5	13.1	13.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	16.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	31.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,226,234	88,195	1,038,795
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	161,588	182,326	43,668
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	831,728	441,652	360
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	2,047,788	1,512,004	2,507,492
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	311 (77)	315 (84)	323 (84)	322 (67)

(注) 1. 当社は、第1期を除き連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧(株)Casaを吸収合併し、同日付で(株)Casaに商号変更しております。

3. 第1期の経営指標等は、旧(株)Casaとの合併前のため、旧(株)Casaを含まないものとなっております。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。

- 6．第1期から第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。また、第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式が平成29年10月31日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 7．第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 8．第1期から第4期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 9．第1期から第4期までの1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
- 10．第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 11．第3期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
- 12．平成29年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(参考)旧株Casaの経営指標等

当社は平成26年2月1日に旧株Casaを吸収合併致しました。合併後の当社は、旧株Casaの業務を主たる業務として継続して行っているため、参考として旧株Casaの経営指標を記載します。

回次	旧株Casa 第4期	旧株Casa 第5期	旧株Casa 第6期
決算年月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月
売上高 (千円)	5,154,486	5,263,658	5,963,047
経常利益 (千円)	1,290,340	1,370,527	1,985,825
当期純利益 (千円)	426,365	820,904	1,194,796
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	775,025	775,025	775,025
発行済株式総数 (株)	31,000	31,000	31,000
純資産額 (千円)	1,331,959	1,211,105	2,137,521
総資産額 (千円)	2,971,463	5,278,606	6,296,464
1株当たり純資産額 (円)	74,183.19	67,452.29	119,048.84
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,022.10	45,720.13	66,543.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.8	22.9	33.9
自己資本利益率 (%)	32.9	64.6	71.4
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	966,688	1,793,227	1,098,001
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	452,687	315,008	1,629,979
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	941,549	281,000	503,500
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	771,685	2,106,083	1,070,605
従業員数 (人)	284	302	300
(外、平均臨時雇用者数)	(65)	(74)	(76)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、旧株Casa株式が非上場であるため、記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

7. 第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいた監査は受けておりません。

2【沿革】

当社の前身である旧株Casaは、平成14年9月に設立され平成20年9月に経営破綻した株リプラス（当時東証マザーズ上場）の事業の中でも市場ニーズが強く、成長分野である家賃債務保証事業のみを承継するため、平成20年10月にレントゴー保証株として設立されました。その後、平成22年12月に「株式会社Casa」へ商号を変更いたしました。

旧株Casaは、当初DRCキャピタル株が運用するファンドが筆頭株主であった株デジタルチェック（現ペイデザイン株）が株主となり設立されましたが、その後、DRCキャピタル株が運用するファンドが全株式を取得しました。

旧株Casaは、「住」の確保に貢献することを会社の使命と位置付け、家賃債務保証事業に専心してまいりました。そうした状況のもと、より迅速で機動力のある経営を図り、家賃債務保証事業のより一層の成長のため、経営陣によるMBO（マネジメント・バイアウト）を実行するに至りました。

このMBOは、アント・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下、「アント・キャピタル・パートナーズ株」といいます。）が運用するアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV GP, Ltd.が運用するCatalyzer Partners IV, L.P.をスポンサーとして実行されました。当社は、C41H株として平成25年8月にMBOを目的として設立され、旧株Casaを平成25年9月30日に完全子会社としたうえで、平成26年2月1日付で旧株Casaを吸収合併し、同時に商号を「シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社」から「株式会社Casa」に変更しました。

合併後の当社は、旧株Casaの業務を主たる業務として行っているため、当社の沿革とともに旧株Casaの沿革を記載します。

当社の沿革

年月	概要
平成25年8月	シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社（資本金25千円）として、東京都千代田区丸の内に設立
平成25年9月	旧株Casaの全株式を取得
平成26年2月	当社を存続会社として旧株Casaを吸収合併し、同時に商号を「株式会社Casa」に変更
平成26年10月	一般社団法人ハトマーク支援機構と業務提携
平成27年6月	家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」の提供を開始
平成28年4月	賃貸人（家主）に家賃を直接送金する「家主ダイレクト」の提供を開始
平成28年6月	不動産管理会社を利用しない家主（以下「自主管理家主」という。）に対する不動産管理支援サービスシステムの特許出願
平成28年7月	自主管理家主マーケット向けシステムの開発のため株式会社まちこえ（現パレットクラウド株式会社）と業務・資本提携
平成29年5月	生活シーンにおける入居者向け優待特典・情報の契約者限定サービスを拡充・リニューアルした「入居者カフェ」を開始
平成29年5月	「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」サービスを提供し、不動産オーナーをサポートする不動産管理支援サービスシステムの「大家カフェ」をリリース
平成29年7月	空室募集に関する仲介会社との煩雑な業務を仲介ネットワークを活用して管理会社向けに入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」のサービス提供開始
平成29年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成30年1月	外国人のお客様が部屋探しから入居中の問い合わせなどを母国語で相談することができる多言語コールセンター「Casa通訳センター」のサービス提供開始

旧株Casaの沿革

年月	概要
平成20年10月	レントゴー保証株式会社（資本金50千円）として、東京都新宿区百人町に設立
平成20年12月	本社を東京都新宿区西新宿に移転
平成21年2月	株式会社HDAの株式を取得し子会社化
平成21年2月	日本保証システム株式会社の株式を取得し子会社化
平成21年10月	株式会社ティッシュの株式を取得し子会社化
平成22年12月	商号をレントゴー保証株式会社から「株式会社Casa」に変更
平成24年1月	日本保証システム株式会社を吸収合併
平成24年7月	株式会社ティッシュを吸収合併
平成24年10月	プライバシーマーク取得
平成24年11月	株式会社HDAを吸収合併
平成26年1月	リコーリース株式会社と業務提携
平成26年1月	株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズと業務提携
平成26年2月	吸収合併により消滅

3【事業の内容】

当社は、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」ことを企業理念としております。常にお客様の立場に立ち、新しいライフスタイルを創り出すことで、人々の豊かで幸せな暮らしを実現し、社会の発展に貢献することを使命とし、家賃債務保証事業を営んでおります。

家賃債務保証事業が展開される日本の賃貸不動産市場においては、賃貸人が賃借人の家賃滞納リスクを避けたいという考えから連帯保証人による保証を前提として賃貸借契約が取り交わされております。しかしながら、少子高齢化、核家族化、晩婚化等の社会情勢の変化により、連帯保証人がいない賃借人や、連帯保証を第三者に依頼したくない賃借人が増加しており、当社のような法人による連帯保証のニーズが高まっております。

また、空室は年々増加しており、不動産管理会社等や賃貸人は、入居を促進するために家賃等の債務の保証金としての敷金を減額するなど、賃借人の初期費用負担の軽減を図っております。賃貸人は賃借人が賃貸借契約を解約した時点で未回収の家賃、修繕費用その他の債権を敷金から相殺しますが、敷金の減額により貸し倒れリスクが高まるため、家賃債務保証サービスへのニーズの拡大につながっております。

当社は、これらのニーズに応えるために賃借人の家賃滞納リスクを保証する家賃債務保証サービスを提供しており、本サービスによって、賃借人は賃貸借契約を円滑に行うことができ、賃貸人は賃借人の家賃滞納リスクの低減による安定的な賃貸経営を行うことが可能となります。

当社の事業は、「家賃債務保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、入居者（以下、「賃借人」といいます。）から賃貸住宅等の賃貸借契約に関して家賃債務保証を引き受け、賃貸人に対して家賃債務の連帯保証サービスを行い、賃借人から入居時に受け取る初回保証委託料と、入居後一年ごとに受け取る年間保証委託料の2つの収益を確保するビジネスモデルです。

以下に当社が営んでいる家賃債務保証事業の内容等について記載いたします。

（当社の家賃債務保証事業における業務の流れ）

(1) 申込・審査・契約

賃貸物件への入居を希望する賃借予定者は、当社が代理店契約を締結している不動産管理会社等を通じて、当社に保証委託申込みを行います。当社は保証委託申込みを受け、蓄積しているデータベースを活用し、賃借予定者の性別・年齢・職業等の属性情報や賃借予定者が過去に取引実績がある場合は過去の家賃の支払状況などを基に審査を行った上で、賃借予定者と保証委託契約を締結し、賃貸人と賃貸保証契約を締結します。保証料は、初回保証料と年間保証料に分かれます。初回保証料は保証委託契約締結時に、年間保証料は、保証委託契約締結の1年後より毎年受領します。

(2) 代位弁済

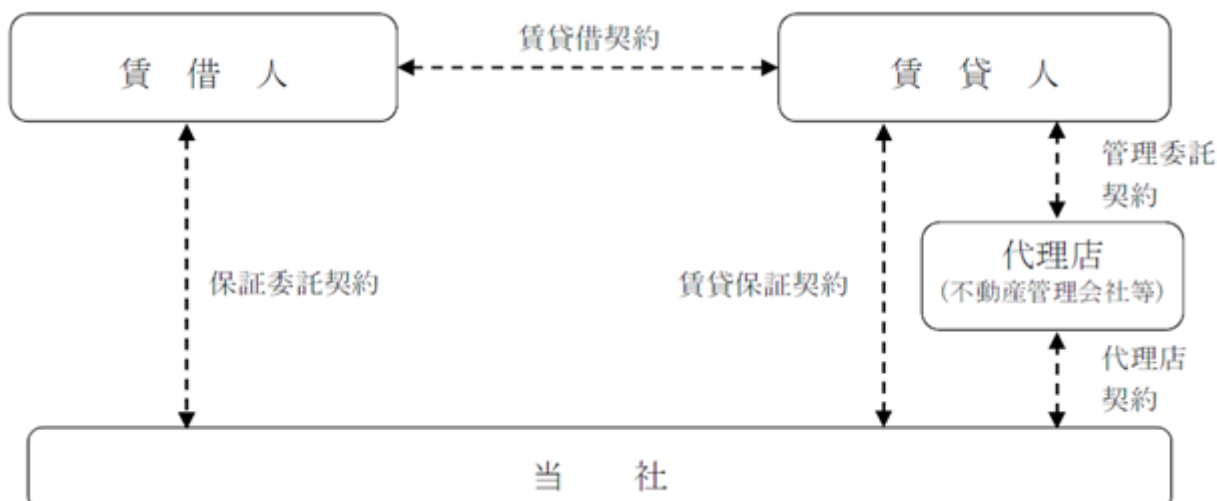
賃貸物件入居後に家賃の滞納が生じた場合には、賃貸人又は代理人（不動産管理会社等）より代位弁済請求を受けた上で、賃借人に対し滞納家賃の督促を行います。代位弁済請求のあった月に回収できなかった家賃は当社が補填し、回収できた他の賃借人の家賃とあわせて賃貸人に代位弁済します。

(3) 督促

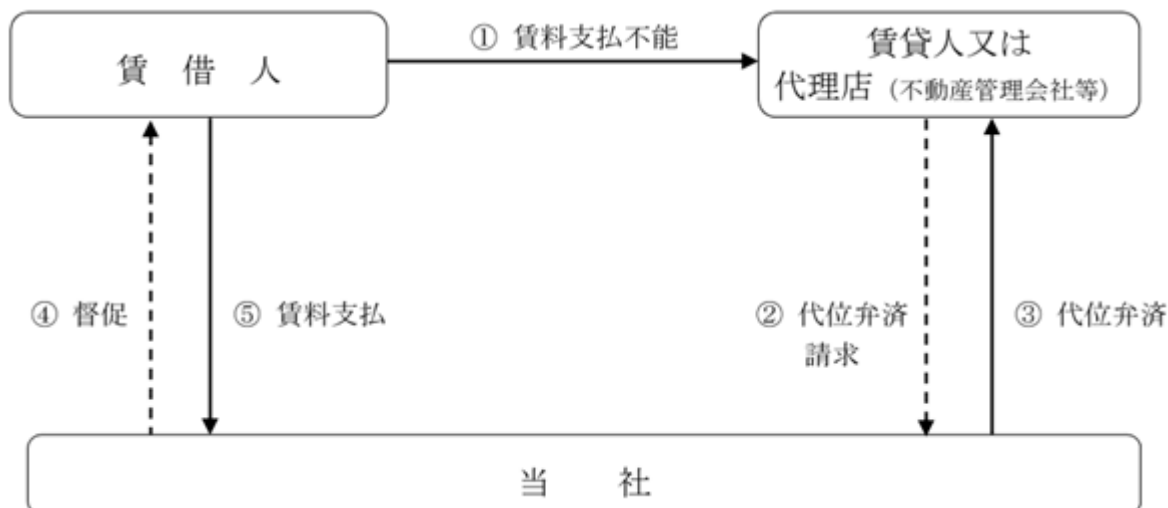
滞納した家賃の督促については、コンプライアンスを第一に考えたうえで、約定通りの支払いができるように支払い方法や収入に応じた分割返済の相談にも対応しております。

（家賃債務保証事業の事業系統図）

（契約関係図）



(代位弁済の流れ)



(注) 代位弁済請求が行われた後に、代位弁済期限までに借借人から入金がある場合は、当社に入金頂いた上で、「代位弁済」において当該入金金額を合せて貸貸人又は代理店（不動産管理会社等）に支払います。

(当社の家賃債務保証事業の特徴)

当社は、10ヶ所の事業拠点（東京、札幌、仙台、千葉、静岡、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡）を設けており、これらの事業拠点において、約20,000店舗（平成30年1月末現在）からなる7,556社の代理店を活用して、家賃債務保証サービスの提供を全国的に展開しております。

また、与信審査については、前身の旧株Casa時代より蓄積してきた借借人の属性、家賃支払状況等に係る約204万件（平成30年1月末現在）の審査データベースを活用できることも特徴として挙げられます。この審査データベースを活用することで、受付段階の審査をシステム処理して審査時間を短縮することで、原則2時間以内での保証引受可否の回答が可能となっております。

家賃保証の引受条件として、連帯保証人を置く同業他社が少なくない中、当社は連帯保証人を不要としており、連帯保証人を確保する手間を要さず、速やかに審査を行うことで、スムーズに住まいを確保することが可能であると考えております。

当社は、借借人から保証委託契約により契約時に初回保証料を受領し、その後、保証委託契約が継続する契約者から、1年毎に年間保証料を受領する家賃債務保証契約を基本としております。家賃債務保証業界では、初回保証料を主としているフロー型ビジネスの会社と、初回保証料に加え年間保証料も受領するストック型ビジネスの会社に分かれますが、当社は後者のフロー収入とストック収入の双方を得ているストック型ビジネスであり、安定した収益基盤を確保しております。

当社では代理店である不動産管理会社や家主に「Casaダイレクト」や「家主ダイレクト」といった家賃債務保証商品を提供しており、不動産管理会社や家主から家賃債務保証会社として当社を選択して頂くよう取り組んでおります。

(1)「Casaダイレクト」

Casaダイレクトは、集金代行業務を行うリコーリース㈱と連携した商品です。家賃の集金代行と家賃保証がセットになった事前立替型保証であり、不動産管理会社は滞納報告が不要のため、家賃管理業務の負担が軽減されることとなります。

(2)「家主ダイレクト」

家主ダイレクトは、リコーリース㈱と東京海上日動火災保険㈱と連携し、貸貸人（家主）に家賃を直接送金する商品です。商品の基本設計は、Casaダイレクトと同様に事前立替型保証商品となっている他、賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた商品です。当社の基本的商品及び他社の商品は、代理店を通じて家主と賃貸保証契約を締結しますが、「家主ダイレクト」は、家主と直接契約締結が可能であり、これまでの不動産管理会社マーケット主体から未開拓の自主管理家主マーケットに事業を展開する礎となる商品であると考えております。

家賃債務保証会社は、家主から賃貸住宅の管理等を受託している不動産管理会社等に対する営業を中心に行っており、不動産管理会社を利用しない家主（以下、「自主管理家主」といいます。）に対して直接アプローチすることはなかったことから、自主管理家主は家賃債務保証会社の利用よりも連帯保証人を求めることが多いと考えております。当社では、この不動産管理会社が管理する物件に係る家賃債務保証の市場を不動産管理会社マーケット、自主管理家主の物件に係る家賃債務保証の市場を自主管理家主マーケットと位置付けており、これまで家賃債務保証の利用があまり進んでいない自主管理家主マーケットの開拓に注力するため、「家主ダイレクト」の提供を開始したものであります。

また、こうした家賃債務保証事業を補完する活動として以下のような事業を展開しております。

(1) 入居者向け情報提供

当社はこれまで家賃債務保証サービスを通じて入居者の満足度向上を図ってまいりましたが、更にサービス拡充を目的として旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報提供及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のWebサービスを平成29年5月から開始しております。

(2) 相談窓口

当社は、住人の住替えや家賃保証等に関して渋谷区、板橋区、仙台市等14の自治体からの支援依頼にも対応しており、契約中の賃借人に限らず入居支援サービスを行っております。また、生活環境や収入状況の変化が起きた場合には、家賃の支払方法の相談や農林水産省が食品ロス削減を図る一つ的手段として活動を支援している「フードバンク」を利用した食糧支援、就職の相談、必要に応じて収入に応じた賃貸物件への住み替え支援、住宅確保給付金や総合支援資金貸付制度等の公的支援制度の案内等の提案を行い、約定通りの支払いができるように支援を行っております。

(3) 自主管理家主向け賃貸管理システム

当社は、自主管理家主向けのサービスとして、「大家カフェ」を平成29年5月から開始しております。「大家カフェ」とは、自主管理家主向けに「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにIT技術を活用して賃貸物件を管理できる不動産管理支援サービスシステムです。現在は、不動産オーナーが抱える課題である「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」を解決するためのサービスの提供をしております。それぞれの主なサービス内容は以下の通りとなります。

賃貸物件の物件概要や部屋の間取り図等情報が記載されている募集図面の作成や、当社の仲介ネットワークを使った入居希望者の紹介支援、更に補修物件周辺相場レポートや設備状況の提供等、空室対策を全面サポートします。

家賃保証サービスに加え利用物件の家賃の入金明細レポートを提供し、家賃管理を可視化します。

「選べるリフォーム」のコンセプトのもと家主自身で相見積もり、業者選定、修繕手配がネットで完結します。また、修繕工事の進捗状況は、施工写真付で随時レポートします。

(4) 不動産管理会社向け入居促進支援サービス

当社は、不動産管理会社や仲介会社の空室募集に関する業務に対し、当社の家賃債務保証サービスの利用を条件として入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」を平成29年7月から開始しております。「Casaリーシングセンター」のサービスは、人員不足等でお客様の対応ができなく機会損失に悩む不動産管理会社や仲介会社向けに、お客様からの空室確認、内見案内等の業務の代行や休日の問合せ対応及び問合せ状況に関するレポート報告等を提供します。

加えて、外国人向けの多言語コールセンター「Casa通訳センター」を平成30年1月から開始しております。不動産賃貸業界では、在住外国人の賃貸契約が増加傾向で推移している中、言語や文化の違いが一つの課題となっております。外国人労働者の割合を見ると中国、ベトナム等のアジアやブラジル等の南米が多く、「Casa通訳センター」のサービスでは、それらの言語を含め11ヶ国語で相談することができ、安心して賃貸生活を送れるようになります。不動産会社やオーナーにとってはコミュニケーションが円滑に図れ、安心して部屋を貸すことができるようになります。

(5) 仲介事業

「MAPA」とは、当社が運営する賃貸物件の物件検索サイトです。「MAPA」は、家賃や部屋の間取り図等の基本情報に加え、当社独自のレポーターによる現地調査を踏まえた賃貸物件のレポート、近隣のショッピング、病院、エンターテインメント施設等の情報を提供しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
322(67)	42.0	6.5	5,304

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員及び休職者を含んでおりません。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、平成26年2月1日に当社との合併により消滅した旧株Casaにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおりますが、臨時雇用者を含んでおりません。
5. 当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、継続する政府の各種政策の効果もあって、個人消費の緩やかな持ち直しの動きや企業収益が改善するなど、回復基調が続いており、先行きにつきましても穏やかな回復が続くことが期待されております。

住宅市場につきましては、新設住宅着工件数は全体で見ると減少の動きの中で、貸家着工件数につきましては、平成27年11月以降増加の推移でしたが、平成29年6月から7ヶ月連続の減少となりました（国土交通省：平成29年12月分建築着工統計調査報告）。

このような事業環境の下、当事業年度におきましては、「集金代行」と「家賃保証」をセットにした不動産管理会社向けサービス「Casaダイレクト」の販売拡大や自主管理家主向けサービス「家主ダイレクト」の販売拡大に取り組んでまいりました。

平成29年5月には、IT技術を活用して賃貸物件を管理できる“手のひらサイズ”の賃貸管理システム「大家カフェ」のリリースや当社の契約者に向けた旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始しております。

また、WebCMによる広告宣伝活動やホームページの全面リニューアルを行いブランディングの強化にも努めてまいりました。

こうした取り組みの結果、当事業年度の売上高は8,293,341千円（前期比3.4%増）、営業利益は1,166,856千円（同0.2%減）、経常利益は1,212,170千円（同4.0%減）、当期純利益は744,840千円（同17.8%増）となりました。

なお、のれん償却額を販売費及び一般管理費に261,900千円計上しております。

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、営業活動により1,038,795千円獲得し、投資活動により43,668千円使用し、財務活動により360千円獲得した結果、前事業年度末に比べ995,487千円増加して、2,507,492千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,038,795千円（前事業年度は88,195千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益1,212,170千円、貸倒引当金の増加300,196千円となった一方で、求償債権の増加251,034千円、法人税等の支払額529,450千円等となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は43,668千円（前事業年度は182,326千円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出31,252千円、保証金の差入による支出11,546千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は360千円（前事業年度は441,652千円の使用）となりました。これは主に、株式発行による収入454,904千円となった一方で、長期借入金の返済による支出400,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、売上科目別に記載しております。

売上科目	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
初回保証料(千円)	4,532,162	97.2
年間保証料(千円)	3,620,067	110.9
その他売上(千円)	141,111	148.4
合計 (千円)	8,293,341	103.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他売上は、主に月額保証料であります。

3. 主要な販売先については、最近2事業年度等における相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 現状の認識について

当社を取り巻く外部環境では、出生率の低下に伴い、我が国の総人口は、減少しておりますが、賃貸不動産に同居する単身・夫婦のみ世帯は増加しており、連帯保証を依頼する保証人がいない又は、連帯保証を第三者に依頼したくない借借人が増加しているため、今後も家賃債務保証マーケットは拡大していくと考えております。

一方、他社との競争の中で、安定した新規契約獲得のための施策として市場ニーズに対応した新商品を継続的に開発・販売するとともに、新たな市場への取り組みにより事業拡大を図ってまいります。

また、IT環境の進展により、家賃債務保証事業の派生サービスへの展開の可能性が高まっていると考えております。

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が重要となります。

そのためには、当社として収益力の持続的向上を通じた磐石な財務基盤の確立並びに会社の将来を担っていく人材育成の強化に努めてまいります。

このため、以下の事項を当社が対処すべき課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と具体的な取り組み状況等

既存事業領域における安定した新規契約の獲得

激しい競争環境の中では、継続的に新規契約を獲得することが課題となっており、そのための施策として、当社家賃債務保証サービスの利用増や代理店の新規獲得等を推進し続けることが必要であります。

当社では不動産管理会社等のニーズや業務効率改善に寄与する商品提案、決済業務にかかわる運用をシステム連携することによる利便性の向上、口座振替による家賃決済や家賃の事前立替払い商品等の提供により、不動産管理会社等の当社商品利用の促進に努めております。

これまでに家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」、賃貸物件の仲介をネット上で行うポータルサイト「MAPA」、不動産管理会社向けに空室物件への入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」や外国人向け通訳・翻訳の多言語コールセンター「Casa通訳センター」等のサービスを提供いたしております。これらの取り組みの認知度を向上させるためWeb広告や動画広告、その他の集客手段を用いてマーケットでの認知度を向上させいく方針であります。

更にサービス領域の拡大のために、入居時の初期費用や家賃等の支払における決済手段の多様化や電力の自由化に伴い親和性が高い電気料金と家賃の支払を一本化したサービスを提供してまいります。

上記の施策を実行することで新規契約の獲得を図ってまいります。

新たな市場の開拓

不動産管理マーケットは競争が激しく、新たな市場の開拓が課題となっております。家賃債務保証マーケットの中でも自主管理家主マーケットは競合が少なく未開拓であります。当社は集金代行（事前立替型）、家賃債務保証及び賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた自主管理家主向け商品「家主ダイレクト」及び「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにIT技術を活用した賃貸物件不動産管理支援サービスシステムの「大家カフェ」を開発し提供を開始しております。各種媒体を活用した広告宣伝の施策により自主管理家主の認知度向上のためのマーケティングが必要と考えております。そのため、Web広告や動画広告、セミナーその他継続的な集客手段を用いて利用促進を図ることにより、新規開拓を進めてまいります。

ITプラットフォーム化の推進による事業の育成

不動産管理マーケットは競争が激しく、新規サービスの育成が課題となっております。

当社では、新規サービスとして自主管理家主向けに「大家カフェ」、入居者に対しては旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始し、自主管理家主、入居者の満足度向上に努めております。「入居者カフェ」は平成29年5月リリース後、会員数は順調に拡大しております。更に会員数を拡大させるためにサービスメニューの拡大を図ってまいります。

今後は、不動産管理会社マーケットでの実績を事業基盤とし、自主管理家主マーケットを開拓するとともに、新規サービスとしてIT技術を活用して、「大家カフェ」の利用者である自主管理家主及び「入居者カフェ」の利用者である賃借人の入退去情報、支払い履歴等、並びに弊社の代理店である7,556社の不動産管理会社等の取引履歴、物件情報等の情報を蓄積するDMPプラットフォーム「Casa Cloud」（特許出願済）を活用して賃貸物件を探したい個人と賃貸物件の空室を埋めたい家主等のニーズのマッチングプラットフォームを構築したいと考えており、これに対する新基幹システムの構築を図って行く方針です。

磐石な財務基盤の構築

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が重要となります。

信用力向上のためには、健全かつ継続的な成長による磐石な経営基盤・財務基盤の構築が重要であると考え、新規契約獲得による安定した収益確保、蓄積してきた審査データベースを活用した審査体制の強化、債権管理体制及びリスク管理体制の強化に加えコンプライアンス遵守の徹底に努めてまいります。

人材の育成

当社は、行動規範に「私たちはお客様の信頼を大切にし、常に誠実に行動します。」と規定し、全てのお客様に対し常に誠実に行動し、ご満足いただけるサービスを提供することが重要であると認識しております。

そのためには、お客様の多様なニーズに対応するために幅広い知識とスキルを持った人材が必要であると考えており、反復的な内部研修はもとより外部機関を使った人材育成研修を行っております。

また、コンプライアンス遵守の行動を徹底しておりますが、他社との差別化に寄与し事業の成長を支えるものは経営資源である人材であると考えているため、今後も引き続き人材の育成に努めてまいります。

個人情報保護のための対応

当社では、お客様の個人情報を保有しているため、それらの情報の管理が事業の持続可能性を担保するために、最も重要な要素であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認定を受けており、お客様の個人情報の機密性を高める施策を講じておりますが、今後事業が拡大し、規模が拡大するにあたってその管理の質が低下しないよう、規程の厳格な運用を徹底するとともに新基幹システムの開発による情報管理の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

当社は、これら事項の発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生後の対応に努めるものでありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気、賃貸市場の動向等の外部環境による影響

当社は「家賃債務保証事業」を行っているため、家賃の動向、住宅の建設動向、不動産に係る法律・税制の改正及び人口減少等を背景とした賃貸市場の縮小が生じることにより、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 各種法規制及び制度等の変更に伴うリスク

家賃債務保証事業については、直接的に規制する法令等は存在していませんが、平成29年10月より国土交通省により任意の家賃債務保証業者登録制度が発足されております。今後、この登録制度が条件化されたり、新たな法的規制の導入や現行の法的規制の改正が行われた場合並びに不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社の事業展開や当社の業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) レピュテーションリスク

当社は、「人々の健全な住環境の維持」を企業理念としており、賃借人の生活環境や収入状況の変化がおきた場合には、約定通りの支払いができるように支払い方法や収入に応じた分割返済の相談にも対応しております。

しかしながら、当社や家賃債務保証業界に対して、コンプライアンス遵守を懸念する否定的な内容の報道や風評が生じた場合、それが正確な事実であるか否かにかかわらず、当社のレピュテーションに影響を及ぼし、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 災害リスク

当社は全国的に事業を展開しておりますが、主要な営業拠点及びオペレーション部門等の本社機能を東京都に有しており、また、家賃債務保証サービスの対象となる賃貸物件は首都圏が多い状況となっております。このため、東京都を中心とする首都圏において地震その他の大規模災害が発生した場合は、オペレーション業務の停止、システムトラブル等の本社機能に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当社の業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 信用リスク

代位弁済について

当社は、保証委託契約を締結した賃借人の家賃の滞納が発生した際に貸借人に対して代位弁済を行います。代位弁済額を抑制するため、蓄積してきた賃借人の属性、家賃支払状況等に係る顧客データベースを活用した属性分析による独自の与信管理体制を構築し、滞納発生を抑えるようにコントロールしております。

しかしながら、国内外の経済環境や雇用環境等が著しく悪化し賃借人の家賃支払いに影響した場合、代位弁済が増加することにより、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

貸倒引当金について

当社は、求償債権、年間保証料に対し貸倒引当金を計上しております。求償債権及び年間保証料に係る貸倒引当金については貸倒実績率に基づき回収不能見込額を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金額を大幅に上回り、貸倒引当金以上の損失が計上される場合及び貸倒引当金の計上基準を見直す必要が生じた場合は、当社の業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) のれんに関するリスク

第5期事業年度末（平成30年1月31日）における、当社の無形固定資産は4,284,399千円であり、そのうち、のれんが4,103,115千円を占めており、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんは、旧(株)Casaを吸収合併したことにより発生いたしました。当該無形固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社は減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムリスク

当社は業務をシステム化しており、システムの安定運用に依拠して審査、保証契約等の管理、債権管理、その他各種運用及びお客様の個人情報の記録・保存・管理等を行っております。コンピュータ及びネットワーク機器・回線障害または誤作動、システムプログラムの障害等により、正常な業務運営が妨げられることがないように、バックアッププランを含めた緊急時の体制を整えております。また、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合及び外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩に関するリスク

当社は、個人情報を含む数多くのお客様情報を保有しております。当社は個人情報管理システム構築の為、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報漏洩の発生を防ぐために、個人情報保護関連の規程・細則を整備し、従業員に対する教育によりお客様情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、万が一、個人情報の紛失・漏洩・不正利用及び外部からの不正アクセス等により重大な情報漏洩等が発生した場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9) 事務リスク

当社は、不正確な事務処理あるいは事故及び不正等によるオペレーション品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底し、また、各業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築に努めております。

しかしながら、事務手続き上の故意または重過失により、事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(10) 代理店との関係

当社は、代理店を通じて家賃債務保証事業を展開しております。代理店である不動産管理会社等の紹介を通じて賃借人と締結した契約に基づく売上を計上しているため、不動産管理会社等からの新規賃借人の紹介が何らかの事情で減少した場合、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(11) 新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存リスク

当社事業開始以来の事業推進者である代表取締役社長宮地正剛は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では過度に同氏に依存しないよう、経営幹部の育成及び権限委譲による体制を構築し、経営組織の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社の業績や財政状況に影響を与える可能性があります。

(13) 大株主の異動に伴うリスク

当社は、平成25年8月にMB0を目的として設立され、その後旧(株)Casaの経営陣と、アント・キャピタル・パートナーズ(株)が運用するアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV, GP, Ltd.の運用するCatalyzer Partners IV, L.P.から純投資を目的とした出資を受けております。

平成30年1月31日現在において、アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合は当社発行済株式総数の14.4%、Catalyzer Partners IV, L.P.は1.9%を保有しており、当社の大株主となっております。今後において当社株式を売却する可能性があり、当社株式の需給に影響を与える可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び執行役員に対して新株予約権を付与しております。当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式数は512,000株であり、潜在株式を含む株式総数5,932,000株に対し、8.6%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株は、将来、当社の株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高及び収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績や現在の状況並びに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りを採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」中、「1 財務諸表等(1) 財務諸表」の「注記事項」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は、収益性の低い代理店の見直しにより新規契約件数は減少したものの不動産管理会社等の新規代理店の増加及び保有契約件数の増加により、前事業年度に比べ271,328千円増加の8,293,341千円（前事業年度比3.4%増）となりました。

売上原価及び売上総利益

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べ214,576千円増加の2,837,473千円（同8.2%増）となりました。主な要因は、滞納家賃の回収方法の見直しの影響により求償債権が増加し貸倒引当金を積み増したため貸倒引当金繰入額が287,009千円増加（同22.0%増）したこと等によるものであります。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ56,751千円増加の5,455,868千円（同1.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費並びに営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ58,724千円増加の4,289,011千円（同1.4%増）となりました。主な要因は、人件費が13,408千円減少（同0.6%減）した一方、広告宣伝費が72,513千円増加（同4,969.6%増）したこと等によるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ1,972千円減少の1,166,856千円（同0.2%減）となりました。

営業外損益及び経常利益

当事業年度の営業外収益は、償却債権取立益が48,916千円減少（同45.4%減）した一方、償却債権売却益24,874千円を計上したこと等により、前事業年度に比べ22,209千円減少の86,396千円（同20.5%減）となりました。

当事業年度の営業外費用は、支払利息が2,337千円減少（同30.7%減）した一方、株式交付費9,537千円、上場関連費用22,097千円を計上したこと等により、前事業年度に比べ26,741千円増加の41,082千円（同186.5%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べ50,923千円減少の1,212,170千円（同4.0%減）となりました。

当期純利益

当事業年度の税引前当期純利益は、前事業年度に比べ50,923千円減少の1,212,170千円（同4.0%減）となり、法人税等合計467,330千円（同25.9%減）を計上した結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ112,317千円増加の744,840千円（同17.8%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ1,224,030千円増加の7,119,969千円（前期比20.8%増）となりました。主な要因は、現金及び預金が995,487千円増加となったこと、求償債権が251,034千円増加となった一方で、貸倒引当金が299,969千円増加となったこと等によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ371,690千円減少の4,644,443千円（同7.4%減）となりました。主な要因は、のれんが261,900千円減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ259,924千円増加の5,401,957千円（同5.1%増）となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が200,000千円増加となったこと等によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ616,329千円減少の18,007千円（同97.2%減）となりました。主な要因は、長期借入金600,000千円減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ1,208,745千円増加の6,344,447千円（同23.5%増）となりました。主な要因は、新規株式上場に伴う増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ232,221千円、当期純利益の計上により利益剰余金が744,840千円増加したこと等によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 主要な経営指標の状況

当社の経営成績に影響を与える主要な経営指標として代理店社数及び保有契約件数があり、その増加を図ってきた結果、初回保証料・年間保証料が増加しております。それぞれの経営指標に対する当社の取組み及び初回保証料・年間保証料を含む経営指標の推移は以下の通りとなっております。

新規代理店獲得社数及び代理店社数

当社は連帯保証を求める不動産管理会社等のニーズに応え新規代理店を増やしてまいりました。近年の傾向として、連帯保証を依頼する保証人がいない入居希望者や、連帯保証を第三者に依頼したくない入居希望者、保証人による連帯保証のみでは不安を感じる賃貸人や不動産管理会社等が増加していることで、家賃債務保証に対するニーズは高まっていると考えております。こうした状況を踏まえ、当社は、新規契約の拡大を図るべく未提携不動産管理会社等に対する代理店契約締結に向けたアプローチを継続しており、最近3年間の新規代理店獲得社数及び代理店社数の推移は以下の通り推移しております。

(単位：社)

	平成28年 1 月期	平成29年 1 月期	平成30年 1 月期
新規代理店獲得社数	621	566	646
代理店社数合計	6,344	6,910	7,556

新規契約申込件数及び保有契約件数

当社は、代理店社数の増加に取組むとともに既存不動産管理会社等に対する利用促進のための提案等を継続し、賃貸人や不動産管理会社等のニーズに沿った商品・サービスを提供することにより、保有契約件数の増加を図っています。この取組みの結果、新規契約申込件数及び保有契約件数の最近3年間の推移は、以下の通り推移しております。

(単位：件)

	平成28年1月期末	平成29年1月期末	平成30年1月期末
新規契約申込件数	148,658	157,724	153,604
保有契約件数	390,493	426,216	453,156

初回保証料及び年間保証料

当社は、初回保証料に加え年間保証料も受領するストック型ビジネスであることを特徴としており、これら初回保証料及び年間保証料を増加させていくため、代理店数の増加、保有契約件数の増加を図っております。その結果、最近3年間の初回保証料及び年間保証料は、以下の通り推移しております。

(単位：千円)

	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
初回保証料	4,074,387	4,663,930	4,532,162
年間保証料	2,969,616	3,262,996	3,620,067

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、お客様の期待値を常に上回るサービスを提供することにより、家賃債務保証から新たに派生するサービスを展開してまいります。

中長期的には、不動産管理会社マーケットでの実績を事業基盤とし、自主管理家主マーケットを開拓するとともに、新規サービスとしてIT技術を活用して、「大家カフェ」の利用者である自主管理家主、「入居者カフェ」の利用者である賃借人の入退去情報、支払い履歴等及び弊社の代理店である7,556社の不動産管理会社等及びその他提携会社等の取引履歴、物件情報等の情報を蓄積するDMPプラットフォーム「Casa Cloud」（特許出願済）を活用して賃貸物件を探したい個人と賃貸物件の空室を埋めたい家主等のニーズのマッチングプラットフォームを構築したいと考えており、準備を進めております。

今後は金融とIT技術を融合させたフィンテックに不動産事業も組み合わせた「不動産フィンテック」に経営資源を投入する方針です。

不動産管理会社マーケットでの戦略

不動産管理会社マーケットでのシェア拡大については、既存代理店の利用増加や新規代理店の獲得等を推進する方針です。当社では管理戸数1万戸以上の不動産管理会社の売上高が、売上高全体の過半を占めております。現在、管理戸数1万戸以上の不動産管理会社を中心とした既存代理店の深耕を進めるとともに、それ以下の不動産管理会社においては、「Casaダイレクト」を提供し、更に人員不足に悩む管理会社に対して当社の家賃債務保証を利用することを条件とした空室問合せ対応等の入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」サービスを提供しております。また、外国人の賃貸契約が増加傾向で推移している中、不動産会社やオーナーにとっては、言語や文化の違いが一つの課題となっておりますので、外国人とのコミュニケーションが円滑に図れ、安心して部屋を貸すことができる外国人向けの多言語コールセンター「Casa通訳センター」サービスの提供を開始しております。

更にサービス領域の拡大のために、入居時の初期費用や家賃等の支払における決済手段の多様化による利便性の向上や電力の自由化に伴い親和性が高い電気料金と家賃の支払を一本化したサービスを提供してまいります。

今後も不動産管理会社等のニーズに応えた商品を提供し、不動産管理会社マーケットでの事業基盤拡大を図ってまいります。

(管理戸数区分別の当社の代理店比率・売上高比率)

平成30年 1 月期実績

管理戸数	不動産管理会社等の特徴	代理店比率	売上比率	主な競合先
1 万戸以上	大手全国展開	2.4%	60.7%	信販
5 千戸～1 万戸	中堅・エリアの上位業者	2.1%	10.2%	信販・家賃債務保証会社
3 千戸～5 千戸	地場上位業者	2.2%	3.4%	信販・家賃債務保証会社
1 千戸～3 千戸	地場中位業者	9.9%	9.0%	信販・家賃債務保証会社
1 千戸未満	地場中位業者以下	83.3%	16.6%	家賃債務保証会社

自主管理家主マーケットでの戦略

現在、自主管理家主マーケットは世代交代が進み会社員や公務員を兼務しながらITを活用した賃貸経営を行う家主が増加しております。

そうしたマーケット環境の変化の中で、当社は家賃決済サービスの拡充やIT技術を駆使した「大家カフェ」を展開し家主のニーズに合致したサービスを提供し、自主管理家主マーケットを開拓していく方針です。

そのため、家主にとって利便性の高いと考えられ、家賃の集金代行、家賃保証及び孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた「家主ダイレクト」の提供を平成28年4月から開始したことに加え、家主が業務負担と考える「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」を支援するためのサービスである「大家カフェ」を平成29年5月から開始しております。今後更に税務や法律等専門家の窓口や、家主同士が情報を交換し合えるコミュニティサイトの構築等のサービスを拡充し商品の利便性を高めることで利用者の増加を図ってまいります。

入居者に対する「住」のトータルサポートの戦略

入居者の目線に立って「住」のトータルサポートを充実させ、「幸せ」を毎日支援していくサービスを提供していくことが、当社の使命と考え、入居者から賃貸借契約時に当社を選択していただけるような会社を目指しております。当社は家賃債務保証サービスに加え、平成29年5月よりWebで旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報提供及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始しております。

今後の展開として、入居者にとって付加価値のあると思われる人気物件情報、周辺環境情報、コミュニティ情報等を提供し、サービスの充実を図ってまいります。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因についての詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、外部環境・内部環境を踏まえ、向こう3ヵ年に取り組むべき課題を明らかにして経営計画を策定し、事業展開を行っております。

不動産管理会社市場は、既に競合が多く価格競争の動きが顕在化しており、そうした環境の中でシェアを拡大するために新商品の投入等価格競争以外の差別化に取り組んではおりますが、今後の事業の成長のためには新たな市場の開拓が課題であると考えております。そのため当社は新たな市場として、競合のない自主管理家主市場を開拓していく方針であります。自主管理家主市場への事業展開のために、自主管理家主にとって利便性の高いと考えられる商品を開発・提供しておりますが、更なる事業展開のために、新規サービスの開発を進めております。

また、賃貸市場はIT化が遅れていると思われる領域であるため、今後不動産取引のネット化が進むと考えており、新規サービスのためにIT化への対応も視野にいれて、新基幹システムの開発を進めてまいります。

更に、平成32年4月の民法改正により、保証人に対する説明義務化や連帯保証人の保証極度額の設定義務化の規定が公布され、今後当該改正法が施行された場合、連帯保証人を採用した場合の事務負担の増加や保証限度額の設定による家主の家賃回収リスクの増加に伴い、自主管理家主の家賃債務保証に対するニーズが高まることが予想されますので、今後の動きに注視し不動産管理会社、自主管理家主のニーズに応えてまいります。

人材の育成については課題として認識しており、内部研修や外部機関を使った研修を行い、事業の成長を支える人材の育成に引き続き努めてまいります。

(参考情報)

当社は、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後当期純利益を重要な財務指標として位置づけております。平成26年1月期以降の当社の調整後経常利益、調整後当期純利益の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
経常利益又は経常損失()	193,706	1,615,066	1,700,830	1,263,094	1,212,170
+ のれん償却額	-	257,535	266,265	261,900	261,900
調整後経常利益又は調整後経常損失()(注)4	193,706	1,872,601	1,967,096	1,524,995	1,474,071
当期純利益又は当期純損失()	194,102	1,219,993	875,032	632,522	744,840
+ のれん償却額	-	257,535	266,265	261,900	261,900
調整後当期純利益又は調整後当期純損失()(注)5	194,102	1,477,528	1,141,298	894,423	1,006,741

(注)1. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧(株)Casaを吸収合併し、同日付で(株)Casaに商号変更しております。

2. 第1期の経営指標等は、旧(株)Casaとの合併前のため、旧(株)Casaを含まないものとなっており、のれんは発生していません。

3. 第3期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

4. 調整後経常利益又は調整後経常損失 = 経常利益又は経常損失 + のれん償却額

5. 調整後当期純利益又は調整後当期純損失 = 当期純利益又は当期純損失 + のれん償却額

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は38,690千円であります。その主なものは、会計システムの機能追加（10,300千円）及び自主管理家主向け不動産管理支援サービスのシステム開発（18,500千円）であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物附属設備	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	統括業務施設 営業施設	18,654	167,505	50,963	237,124	220 (57)
札幌支店他9ヶ所	営業施設	7,860	-	752	8,612	102 (10)

(注) 1. 従業員数の()は、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)を外数で記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. その他は、工具、器具及び備品19,904千円、リース資産31,810千円であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

6. 上記建物は全て賃借しており、年間賃借料は211,904千円あります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	自主管理家主向け不動産管理支援サービスシステム開発	57,000	28,920	自己資金	平成28.7	平成31.1	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	新基幹システム 開発	500,000	20,348	自己資金及び増資資金	平成29.1	平成33.5	(注) 2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っていません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年4月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,420,000	5,420,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	5,420,000	5,420,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年10月30日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	3,360	3,360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	336,000 (注)1、6	336,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2、6	500 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成26年5月1日 至平成41年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 505 (注)6 資本組入額 253 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権譲渡、質入 れ、その他一切の処分を することができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額(既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。)を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合

b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合

新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 a の資本金等増
加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注）3 及び（注）4 に準じて、組織再編行為の際に当社
取締役会で定める。

新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

- 6 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権
の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する
場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

第2回新株予約権（平成25年10月30日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成30年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	1,600	1,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160,000（注）1、6	160,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2、6	500（注）2
新株予約権の行使期間	自平成27年10月31日 至平成35年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注）6 資本組入額 250（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 れ、その他一切の処分を することができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割または併合を行う場合、新
株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て
る。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式
の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理
的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株
式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額（既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額
に読み替える。）を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、
次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総
数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」
に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合

b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合

新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)3及び(注)4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

- 6 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

第3回新株予約権(平成25年10月30日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	160	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000 (注)1、6	16,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2、6	500 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成27年10月31日 至平成35年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 511 (注)6 資本組入額 256 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額（既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。）を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合

b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合

新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)3及び(注)4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

6 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年8月27日 (注)1	1	1	25	25	25	25
平成25年9月25日 (注)2	45,101	45,102	1,127,525	1,127,550	1,127,525	1,127,550
平成25年9月26日 (注)3	460	45,562	11,500	1,139,050	11,500	1,139,050
平成25年9月27日 (注)4	6,438	52,000	160,950	1,300,000	160,950	1,300,000
平成29年9月12日 (注)5	5,148,000	5,200,000	-	1,300,000	-	1,300,000
平成29年10月30日 (注)6	220,000	5,420,000	232,221	1,532,221	232,221	1,531,221

(注)1.平成25年8月27日は、当社設立に伴う新株発行です。発行価格 50,000円、資本金組入額 25,000円

2.有償第三者割当

割当先 アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 45,101株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3.有償第三者割当

主な割当先 堀内宣治、他2名 460株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

4.有償第三者割当

主な割当先 宮地正剛、他1名 6,438株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

5.株式分割(1:100)によるものであります。

6.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,270円

引受価額 2,111.10円

資本組入額 1,055.55円

払込金総額 464,442千円

(6) 【所有者別状況】

平成30年 1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	8	22	75	18	4	4,386	4,513	-
所有株式数 (単元)	-	7,080	6,418	13,221	6,214	27	21,237	54,197	300
所有株式数の割合 (%)	-	13.06	11.84	24.40	11.47	0.05	39.18	100.00	-

(注) 1. 「所有株式数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 自己株式51株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成30年 1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
アント・カタライザー 4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	780,000	14.39
リコーリース株式会社	東京都江東区東雲一丁目7番12号	400,000	7.38
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	265,900	4.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L - 2453 LUXEMBOURG, GR AND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	250,300	4.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	226,400	4.18
宮地 正剛	香川県高松市	195,000	3.60
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	194,400	3.59
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	149,400	2.76
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	127,000	2.34
Catalyzer Partners IV, L.P. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	PO Box 309, Umland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands (東京都江東区木場一丁目5番55号)	104,400	1.93
計	-	2,692,800	49.68

(注) 1. 上記のほか、自己株式が51株あります。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 平成29年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が平成29年11月30日現在で次の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	299,300	5.52

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,419,700	54,197	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	5,420,000	-	-
総株主の議決権	-	54,197	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

第1回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員1名であります。

第2回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	51	119
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	51	-	51	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会でありませ

す。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき44円50銭の配当を実施することといたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、貸借人・不動産管理会社等・賃貸人などの当社のユーザーにとってより有益なサービスを提供するための事業基盤強化と整備や、マーケットやターゲットの変化に対応するための新たな事業展開への投資等の財源として利用してまいりたいと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画を考慮したうえで、上記の基本方針に基づき、株主への利益還元積極的に取り組んでまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成30年4月25日 定時株主総会決議	241,187	44.50

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
最高(円)	-	-	-	-	2,379
最低(円)	-	-	-	-	2,113

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成29年10月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年8月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月
最高(円)	-	-	2,345	2,379	2,342	2,374
最低(円)	-	-	2,254	2,113	2,123	2,201

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成29年10月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	宮地 正剛	昭和47年3月14日生	平成16年4月 (株)リプラス入社 平成20年10月 レントゴー保証(株)(旧株) Casa) 代表取締役社長 平成21年2月 (株)H D A 代表取締役 平成21年3月 日本保証システム(株)代表取締役 平成21年10月 (株)ティーシップ代表取締役 平成21年11月 一般社団法人賃貸保証機構 代表理事(現任) 平成26年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	195,000
取締役	経営管理部長	堀内 宣治	昭和22年2月7日生	昭和44年4月 住友信託銀行(株)(現 三井住 友信託銀行(株)) 入行 平成12年4月 東西土地建物(株)入社 平成19年7月 (株)メディアアッティコミュニ ケーションズ入社 平成21年4月 (株)ジュビターテレコム入社 平成22年5月 レントゴー保証(株)(旧株) Casa) 入社 平成22年8月 レントゴー保証(株)(旧株) Casa) 執行役員経営管理部長 平成25年4月 旧株Casa取締役 平成26年2月 当社取締役経営管理部長(現 任)	(注)3	32,000
取締役	営業部長	川西 直人	昭和42年3月2日生	平成19年4月 (株)リプラス入社 平成20年10月 レントゴー保証(株)(旧株) Casa) 入社 平成23年11月 旧株Casa営業管理本部営業部 長 平成25年7月 同社執行役員営業部長 平成26年2月 当社執行役員営業部長 平成28年4月 当社取締役営業部長(現任)	(注)3	19,000
取締役	-	打込 愛一郎	昭和27年4月14日生	昭和51年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱U F J 銀行)入行 平成18年2月 リコーリース(株)専務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成26年4月 同社取締役副社長執行役員 平成26年6月 アウロラ債権回収(株)取締役 平成27年6月 (株)アイネス常勤監査役(現 任) 平成28年7月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	嶋田 一弘	昭和20年4月23日生	昭和39年4月 日本銀行入行 昭和58年8月 アコム(株)入社 平成18年6月 同社専務取締役 平成20年12月 (株)日本信用情報機構 代表取 締役社長 平成27年6月 同社顧問 平成29年4月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	奥 敏博	昭和26年11月16日生	昭和50年4月 大和証券㈱入社 平成12年4月 日興証券㈱(現 SMBC日興証券㈱)入社 平成13年5月 エンサイ・ドットコム証券㈱入社 平成25年4月 旧㈱Casa監査役 平成26年2月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	宮崎 良一	昭和58年1月23日生	平成18年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成22年9月 公認会計士登録 平成23年10月 ㈱BridgeConsulting(現 ブリッジコンサルティンググループ㈱)代表取締役(現任) 平成23年11月 税理士登録 平成23年11月 税理士法人Bridge 代表社員(現任) 平成25年3月 ㈱Amazing 取締役(現任) 平成25年12月 ㈱HumanBridge 代表取締役(現任) 平成27年9月 ㈱イードリーマー 非常勤監査役(現任) 平成28年1月 当社監査役(現任) 平成28年11月 ㈱ピー・シー・ピー取締役(現任)	(注)4	-
監査役	-	片岡 義広	昭和29年7月30日生	昭和55年4月 弁護士登録 昭和59年9月 片岡義広法律事務所(現 片岡総合法律事務所)開設 所長弁護士(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院客員講師(現任) 平成22年6月 コンフォリア・レジデンシャル投資法人監督役員(現任) 平成23年6月 ㈱肥後銀行社外監査役(現任) 平成25年3月 サイリスホールディングス株式会社(現 株式会社サイリス)社外監査役(現任) 平成26年4月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						246,000

- (注) 1. 取締役打込愛一郎及び嶋田一弘は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役奥敏博、監査役宮崎良一及び片岡義広は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年9月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年9月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成33年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。提出日現在における執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 顧客管理部長 岩本耕一

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業理念」を経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。企業理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。

<企業理念>

Casaは、人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現します。

企業理念の考え方について、社内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を企業理念に基づき定め、当社の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

私たちはお客様の信頼を大切にし、常に誠実に行動します。

私たちは探究心を忘れることなく成長し、自ら主役となり夢を実現します。

私たちは社員一人ひとりを尊重し、いきいきとした職場をつくります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であります。

取締役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しており、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役5名で構成しております。

監査役会は、3名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されております。各監査役は高い専門的見地から取締役会、経営会議等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行の適法性について厳正な意見を述べております。

また、会計監査人と会計監査の適正性に関し適宜意見交換を行っております。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役5名により構成されております。原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、業務執行の状況の報告を受けるとともに、経営に関する重要事項についての意思決定、業務執行の監督を行っております。また、取締役会には社外監査役3名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

<監査役会>

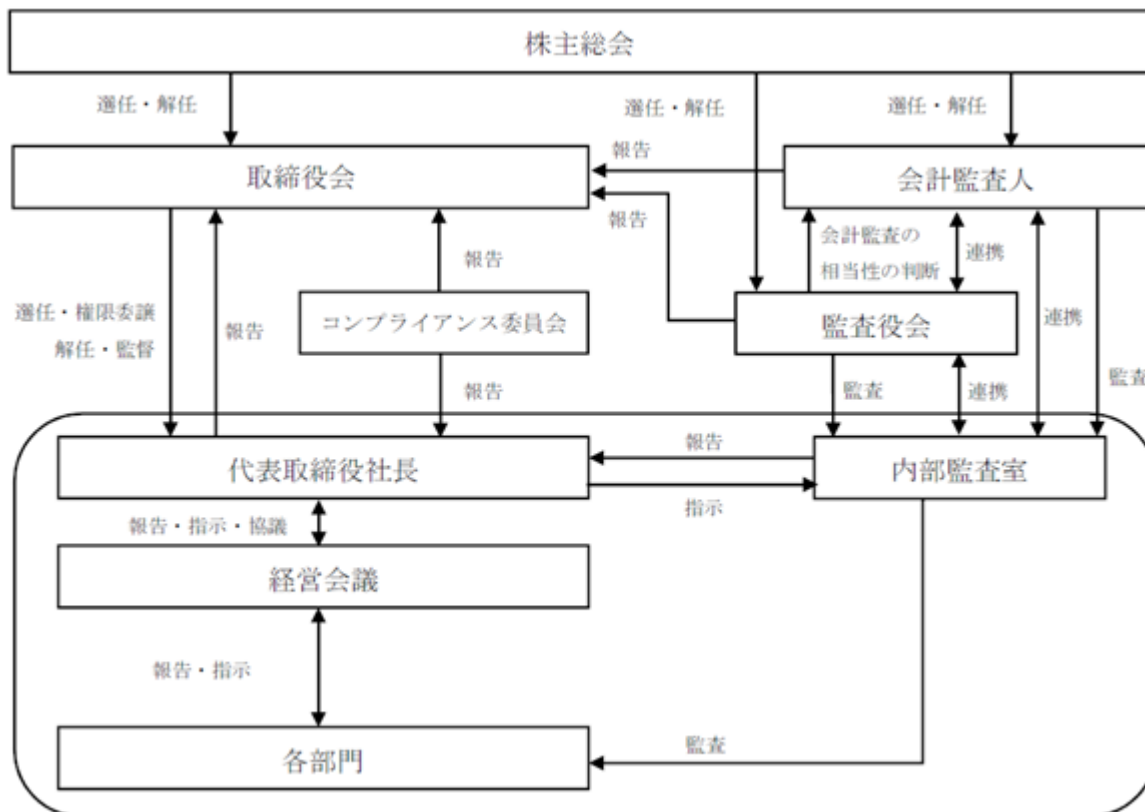
当社の監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤監査役）により構成されております。規定上は、原則として定期開催とされておりますが、現在は、毎月1回開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。

<経営会議>

経営会議は、取締役、執行役員、部長及び次長により構成されております。原則として毎月2回開催しております。また、必要に応じ議案に関係する者が出席しております。経営会議は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の協議を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

[コーポレート・ガバナンス体制図]

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ・取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
 - ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - ・コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
 - ・業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
 - ・法令違反またはコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - ・経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害または障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
 - ・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - ・『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
 - ・取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ・内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役への求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - ・会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したのに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- g 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ・監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- h 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。

内部監査室は、内部監査担当者2名によって構成されており、各年度に策定する監査基本計画に従い、各業務部門の業務監査、業務改善の指導、確認等を代表取締役社長直轄で行っております。

内部監査を実施した都度内部監査担当者による代表取締役への監査実施結果の報告及び代表取締役の指示に基づく被監査部門による改善状況の書面による報告を行うこととしております。なお、監査結果については、内部監査室長が内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出します。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と連携して、内部監査の指摘事項及び改善状況の確認、会計監査における指摘事項の改善状況等を共有することにより、監査の有効性及び効率性を高めております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡久依

指定有限責任社員 業務執行社員 大辻隼人

なお、上場承認時までは、片岡久依氏及び岡田雅史氏が業務を執行し、その後、岡田雅史氏から大辻隼人氏に交代しております。

上記の3名とも、継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載は省略しております。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役打込愛一郎は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役嶋田一弘は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役奥敏博は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役宮崎良一は、当社との人的関係、資本的関係はありませんが、当社の内部統制構築にかかわる業務委託先であった株式会社BridgeConsultingの代表取締役であります。

社外監査役片岡義広は弁護士であり、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役5名のうち2名を社外取締役とし取締役会において経営陣から独立した立場で必要な情報収集を行い、豊富な経験や知識を生かして適宜質問を行い、意見交換を行うなど、連携を図っております。

社外監査役は、監査役制度の充実・強化を図って監査役3名のうち、全員が社外監査役として経営監視にあたっており、取締役会や監査役会において豊富な知識、経験、専門的見地からの報告や発言を適宜行っております。また、監査役監査においては、その独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報収集や意見交換を積極的に行っております。

なお、当社は取締役・監査役の選定基準及び社外取締役・社外監査役の当社からの独立性に関する基準を東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考として定めております。

リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、不測のリスクを出来る限り事前に回避する対応をとっております。

b. コンプライアンス体制

当社グループでは、コンプライアンス基本規程を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に取締役会によりコンプライアンスオフィサーを選任しております。コンプライアンスオフィサーは、全社コンプライアンス方針、再発防止対応及び個別事案の処理並びに再発防止のため、「コンプライアンス委員会」を主催しております。特に、業務事故報告体制の強化に努め、事故発生時の即時報告、機動的な初期対応、事後における事故原因の究明と再発防止策の策定について一連の仕組みを整備導入しております。また、コンプライアンス違反に対する通報システムとして、『ホットライン規程』を制定し、社内及び外部の弁護士事務所を通報窓口とする通報制度を設けております。

c. 情報セキュリティ体制及び個人情報保護体制

当社では、個人情報保護に関する責任者として経営管理部長を個人情報保護管理者として選任し、プライバシーマークの取得などを通じて個人情報漏えい防止の体制を整備しており、万が一漏えいした場合にも迅速な対応を可能とする体制を構築しております。また、個人情報保護体制の中で、情報機器の取扱等を含む情報セキュリティ全般について規程等を整備し、対応を図っております。

役員報酬等

a 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	71,190	71,190	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-
社外取締役	10,500	10,500	-	2
社外監査役	17,100	17,100	-	3

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

金額に重要性がないため、記載しておりません。

d 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により定められた報酬額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

なお、平成30年4月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。

株式の保有状況

a 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1銘柄 100,020千円

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

c 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

責任限定契約の内容

当社は、当社と社外取締役及び社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
25,000	-	27,500	2,000

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査日数、当社の規模及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。会計監査人の報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や印刷会社の主催するセミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,512,004	2,507,492
売掛金	924,379	1,025,836
前渡金	42,519	57,350
求償債権	2,602,526	2,853,561
前払費用	52,037	51,230
繰延税金資産	1,568,157	1,682,804
その他	505,936	553,285
貸倒引当金	1,311,623	1,611,592
流動資産合計	5,895,938	7,119,969
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	74,291	74,421
減価償却累計額	42,921	47,905
建物附属設備(純額)	31,369	26,515
工具、器具及び備品	70,251	79,639
減価償却累計額	52,265	59,734
工具、器具及び備品(純額)	17,985	19,904
リース資産	153,190	67,478
減価償却累計額	102,043	40,500
リース資産(純額)	51,146	26,977
有形固定資産合計	100,502	73,397
無形固定資産		
のれん	4,365,016	4,103,115
ソフトウェア	250,559	167,505
ソフトウェア仮勘定	9,936	-
リース資産	7,250	4,833
その他	-	8,944
無形固定資産合計	4,632,761	4,284,399

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	100,020	100,020
従業員に対する長期貸付金	450	150
破産更生債権等	899	1,127
長期前払費用	1,139	767
繰延税金資産	15,337	13,756
その他	165,922	171,952
貸倒引当金	899	1,127
投資その他の資産合計	282,869	286,646
固定資産合計	5,016,133	4,644,443
資産合計	10,912,072	11,764,412
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	400,000	600,000
リース債務	28,372	16,329
未払金	203,823	211,831
未払費用	26,776	34,740
未払法人税等	217,781	284,941
前受金	3,801,861	3,717,134
預り金	339,288	392,144
賞与引当金	123,836	143,800
その他	294	1,034
流動負債合計	5,142,033	5,401,957
固定負債		
長期借入金	600,000	-
リース債務	34,336	18,007
固定負債合計	634,336	18,007
負債合計	5,776,370	5,419,965

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,300,000	1,532,221
資本剰余金		
資本準備金	1,300,000	1,532,221
資本剰余金合計	1,300,000	1,532,221
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,533,446	3,278,286
利益剰余金合計	2,533,446	3,278,286
自己株式	-	119
株主資本合計	5,133,446	6,342,609
新株予約権	2,255	1,837
純資産合計	5,135,702	6,344,447
負債純資産合計	10,912,072	11,764,412

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
売上高	8,022,013	8,293,341
売上原価	2,622,896	2,837,473
売上総利益	5,399,116	5,455,868
販売費及び一般管理費	4,230,286	4,289,011
営業利益	1,168,829	1,166,856
営業外収益		
受取利息	377	36
償却債権取立益	107,722	58,805
償却債権売却益	-	24,874
その他	506	2,679
営業外収益合計	108,605	86,396
営業外費用		
支払利息	7,606	5,269
支払手数料	6,499	4,178
株式交付費	-	9,537
上場関連費用	-	22,097
その他	235	-
営業外費用合計	14,341	41,082
経常利益	1,263,094	1,212,170
税引前当期純利益	1,263,094	1,212,170
法人税、住民税及び事業税	674,480	580,396
法人税等調整額	43,909	113,066
法人税等合計	630,571	467,330
当期純利益	632,522	744,840

【売上原価明細書】

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
経費				
貸倒引当金繰入額	1,305,289	49.8	1,592,299	56.1
支払手数料	784,155	29.9	701,799	24.7
支払報酬	431,360	16.4	542,084	19.1
その他	102,090	3.9	1,289	0.1
売上原価	2,622,896	100.0	2,837,473	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,900,924	1,900,924	4,500,924	2,255	4,503,179
当期変動額								
当期純利益				632,522	632,522	632,522		632,522
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-	-
当期変動額合計	-	-	-	632,522	632,522	632,522	-	632,522
当期末残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	2,533,446	2,533,446	5,133,446	2,255	5,135,702

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	2,533,446	2,533,446	-	5,133,446	2,255	5,135,702
当期変動額									
新株の発行	232,221	232,221	232,221				464,442		464,442
当期純利益				744,840	744,840		744,840		744,840
自己株式の取得						119	119		119
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								417	417
当期変動額合計	232,221	232,221	232,221	744,840	744,840	119	1,209,162	417	1,208,745
当期末残高	1,532,221	1,532,221	1,532,221	3,278,286	3,278,286	119	6,342,609	1,837	6,344,447

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,263,094	1,212,170
減価償却費	154,463	151,265
のれん償却額	261,900	261,900
賞与引当金の増減額(は減少)	116,560	19,964
貸倒引当金の増減額(は減少)	482,409	300,196
支払利息	7,606	5,269
支払手数料	6,499	4,178
株式交付費	-	9,537
上場関連費用	-	22,097
売上債権の増減額(は増加)	74,997	101,456
求償債権の増減額(は増加)	815,699	251,034
未払金の増減額(は減少)	16,671	3,910
前受金の増減額(は減少)	202,090	84,726
預り金の増減額(は減少)	1,100	52,855
その他	133,986	32,640
小計	1,221,250	1,573,488
利息の受取額	327	32
利息の支払額	7,668	5,274
法人税等の支払額	1,125,714	529,450
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,195	1,038,795
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	100,020	-
有形固定資産の取得による支出	5,161	3,509
無形固定資産の取得による支出	77,233	31,252
保証金の差入による支出	659	11,546
保証金の戻入による収入	774	2,039
その他	25	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	182,326	43,668
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	400,000	400,000
リース債務の返済による支出	34,952	28,372
株式の発行による収入	-	454,904
上場関連費用の支出	-	22,097
その他	6,700	4,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	441,652	360
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	535,783	995,487
現金及び現金同等物の期首残高	2,047,788	1,512,004
現金及び現金同等物の期末残高	1,512,004	2,507,492

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

のれんは、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

賃料保証による保証債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
賃料保証による保証債務相当額	63,564,446千円	67,877,005千円

2 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
貸出コミットメントの総額	- 千円	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	1,000,000

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1%、当事業年度2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99%、当事業年度98%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)	当事業年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)
給料及び手当	1,321,808千円	1,335,494千円
賞与引当金繰入額	106,341	143,800
法定福利費	254,961	256,846
地代家賃	233,000	241,978
のれん償却額	261,900	261,900
減価償却費	154,463	151,265
人材派遣費用	300,027	245,372
租税公課	306,116	333,521

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	52,000	-	-	52,000
合計	52,000	-	-	52,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	2,255
	合計	2,255

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式等に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	52,000	5,368,000	-	5,420,000
合計	52,000	5,368,000	-	5,420,000
自己株式				
普通株式(注)3	-	51	-	51
合計	-	51	-	51

(注)1. 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加5,368,000株は、株式分割による増加5,148,000株、有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株の発行による増加220,000株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加51株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	1,837
合計		1,837

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年4月25日 定時株主総会	普通株式	241,187	利益剰余金	44円50銭	平成30年1月31日	平成30年4月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	1,512,004千円	2,507,492千円
現金及び現金同等物	1,512,004	2,507,492

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、サーバ及びコンピュータ端末機(「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金で賄っております。なお、投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、不動産管理会社や賃借人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引履歴を蓄積し、独自の審査システムを構築することで、信用リスクの定量的な把握・管理を行っております。

投資有価証券は、資本提携を目的とした株式であり、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に投資先の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限の到来するものであります。借入金は、主にMBO資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後1年以内であります。営業債務、未払法人税等、借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクは、各部門からの報告等に基づき、支払に係る情報を把握し、財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、現金及び預金残高を勘案して管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(「(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額」をご参照ください。)

前事業年度(平成29年1月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,512,004	1,512,004	-
(2) 売掛金	924,379		
貸倒引当金(1)	89,526		
	834,852	834,852	-
(3) 求償債権	2,602,526		
貸倒引当金(2)	1,222,096		
	1,380,429	1,380,429	-
資産計	3,727,287	3,727,287	-
(1) 未払金	203,823	203,823	-
(2) 未払法人税等	217,781	217,781	-
(3) 長期借入金(3)	1,000,000	1,000,000	-
負債計	1,421,604	1,421,604	-

(1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（平成30年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,507,492	2,507,492	-
(2) 売掛金	1,025,836		
貸倒引当金(1)	113,317		
	912,518	912,518	-
(3) 求償債権	2,853,561		
貸倒引当金(2)	1,498,275		
	1,355,286	1,355,286	-
資産計	4,775,297	4,775,297	-
(1) 未払金	211,831	211,831	-
(2) 未払法人税等	284,941	284,941	-
(3) 長期借入金(3)	600,000	600,000	-
負債計	1,096,773	1,096,773	-

- (1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(2) 求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 求償債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
非上場株式	100,020	100,020

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成29年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,512,004	-	-	-
売掛金	924,379	-	-	-
合計	2,436,384	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

当事業年度（平成30年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,507,492	-	-	-
売掛金	1,025,836	-	-	-
合計	3,533,328	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成29年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	400,000	600,000	-	-	-	-
合計	400,000	600,000	-	-	-	-

当事業年度（平成30年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	600,000	-	-	-	-	-
合計	600,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年1月31日）

投資有価証券（当事業年度の貸借対照表計上額100,020千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年1月31日）

投資有価証券（当事業年度の貸借対照表計上額100,020千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 (注)2	当社取締役 2名	当社執行役員 2名 (注)3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 336,000株	普通株式 160,000株	普通株式 16,000株
付与日	平成25年10月31日	平成25年10月31日	平成25年10月31日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月1日から 平成41年4月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付株式分割(1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員1名であります。

3. 当社執行役員の取締役就任により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	126,000	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	126,000	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	294,000	160,000	16,000
権利確定	126,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効(放棄)	84,000	-	-
未行使残	336,000	160,000	16,000

(注) 1. 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付株式分割(1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権は、平成29年7月19日に割当対象者からの一部の権利放棄の申し出がなされたことにより減少しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	4.97	-	10.5

(注) 平成29年9月12日付株式分割(1株につき100株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権及び第3回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
株価変動性 (注) 1	52.07%	51.30%
予想残存期間 (注) 2	15.5年	10年
予想配当 (注) 3	- 円	- 円
無リスク利率 (注) 4	1.114%	0.616%

(注) 1. 付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 284,160千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	405,044千円	497,685千円
未払事業税	14,480	15,119
前受金	1,071,724	1,073,917
賞与引当金	38,215	44,376
その他	58,834	71,297
繰延税金資産小計	1,588,300	1,702,395
評価性引当額	4,805	5,834
繰延税金資産合計	1,583,494	1,696,561
繰延税金資産の純額	1,583,494	1,696,561

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	1.0	1.0
評価性引当額の増減	0.1	0.1
のれん償却額	6.9	6.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.9	-
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.9	38.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
1株当たり純資産額	987円20銭	1,170円23銭
1株当たり当期純利益金額	121円64銭	141円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	131円01銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できませんでしたので、記載しておりません。
2. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成29年10月31日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	632,522	744,840
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	632,522	744,840
期中平均株式数(株)	5,200,000	5,256,655
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	428,539
(うち新株予約権(株))	(-)	(428,539)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議し、本制度に関する議案を平成30年4月25日開催の第5回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の概要等

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

平成25年12月18日開催の当社臨時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額200百万円以内として承認されておりますが、本株主総会では、上記の目的及び当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し相当と考えられる金額として、現行の取締役の報酬等の額とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定することにつき、株主総会で承認されました。

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役(社外取締役を除く。)は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、60,000株を上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、本割当契約に基づき譲渡制限付株式の割当てを受けた日より3年間以上の期間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	400,000	600,000	0.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	28,372	16,329	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	600,000	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	34,336	18,007	-	平成31年～33年
合計	1,062,709	634,336	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末における借入金残高と適用利率を使用して算定した加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	14,512	3,299	195	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,312,523	1,611,900	1,292,103	19,601	1,612,719
賞与引当金	123,836	143,800	123,836	-	143,800

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	7,209
預金	
普通預金	2,500,282
小計	2,500,282
合計	2,507,492

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エイブル	80,316
三井不動産レジデンシャルリース(株)	25,137
積和不動産(株)	12,319
エイブル保証(株)	7,252
積和不動産関東(株)	6,608
その他	894,201
合計	1,025,836

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期破産更生 債権等振替額 (千円)	当期貸倒損失 高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)			(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
924,379	7,706,192	7,522,678	308	81,748	1,025,836	87.2	46

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．求償債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般貸貸人	2,853,561
合計	2,853,561

(注) 債務保証の履行により生ずる立替金であります。また、相手先の一般貸貸人については、1件当たりの金額は僅少であるため、相手先別内訳の記載は省略しております。

二．繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計1,696,561千円であり、その内容については「1財務諸表等(1)財務諸表注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債
イ. 前受金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般貸人	3,717,134
合計	3,717,134

(注) 保証料として一括して受け入れた未経過保証料であり、契約期間に基づき売上高に計上される見込みのものであります。また、相手先の一般貸人については、1件当たりの金額は僅少であるため、相手先別内訳の記載は省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	4,154,307	6,223,257	8,293,341
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	-	542,638	860,913	1,212,170
四半期(当期)純利益金額(千円)	-	329,043	525,750	744,840
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	63.28	101.07	141.69

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	-	34.76	37.79	40.42

(注) 1. 当社は、平成29年10月31日付で東京証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

2. 当社は、平成29年9月12日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.casa-inc.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が取り扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成29年9月26日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成29年10月13日及び平成29年10月23日関東財務局長に提出。
平成29年9月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第5期第3四半期）（自平成29年8月1日至平成29年10月31日）平成29年12月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成30年4月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月25日

株式会社Casa

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大辻 隼人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Casaの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casaの平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。